

## 第2節 持続可能な資源循環型社会の構築を推進する

### 現状と課題

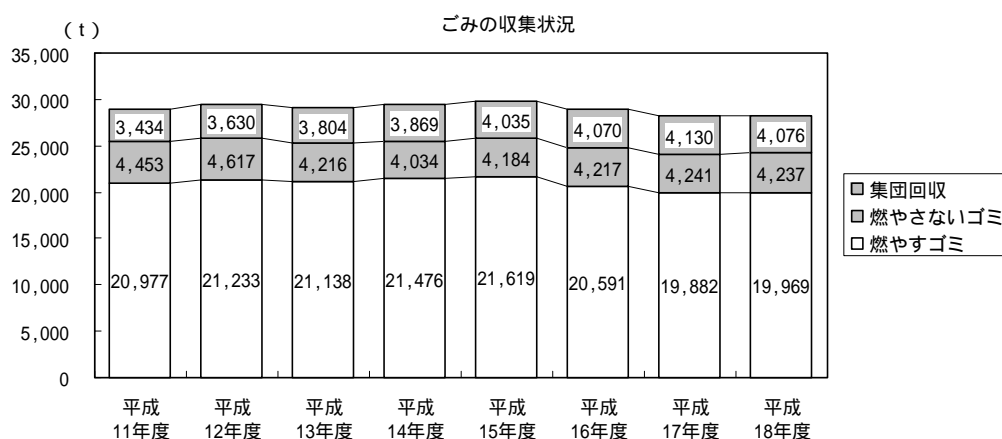
わが国においては、地球環境保全に関する各種法律が整備され、持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、省エネおよび省資源の徹底など環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの変革が求められています。特に、廃棄物処理対策の推進については、ごみの発生抑制、資源ごみの再利用・再資源化など、市・市民・市民団体・事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが必要となっています。

本市においては、事業系一般廃棄物については事業者責任で、家庭系一般廃棄物については、分別回収の実施や古紙類などの集団回収への補助などにより、ごみの排出量は抑制されている状況にあります。

今後も引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していくため、市民の取り組みを支援するなど、ごみの発生抑制や減量化とともに、収集体制の効率化に努めていく必要があります。

また、不法投棄の増加も懸念されることから、監視体制を強化していくとともに、再製品化にかかる負担については、自治体と製造事業者・販売事業者との間に不均衡が生じているため、適正な制度への改善に向けて国などに要請していく必要があります。

さらに、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取り組みを市民とともに推進する必要があります。



(資料) 衛生センター

### 基本方針

市・市民・市民団体・事業者が一体となった取り組みの推進により、ごみの発生抑制および再利用・再資源化など資源循環型社会の構築をめざします。

廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化するとともに、環境美化への取り組みを市民とともに推進し、ごみのない秩序あるまちをめざします。

## まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	
市民一人が1日に出すごみの量	ごみ処理量/人口	g	654	648	640	
ごみの資源化率	資源化したごみの量/ 資源化ごみの収集量	%	96.0	96	96	100

### 主な施策の展開

#### (1) ごみの発生抑制・減量化の推進

市民と行政が一体となって3Rを実現していくため、簡易包装に向けた取り組みや買い物袋の持参など、ごみの発生抑制に向けた啓発に努めます。また、紙類や生ごみの減量化を推進するため、集団回収補助金や生ごみ処理機等購入費補助金の継続と周知徹底に努めます。

ごみ処理については、委託の拡充など効率的な収集体制の整備に努めるとともに、ごみの収集量の推移を見極めながら、ごみの有料化について城南衛生管理組合構成市町と連携して検討を進めます。

#### (2) 再利用・再資源化の推進

ごみ処理や環境保全に対する市民のモラル向上を進め、循環型社会の構築を図るため、資源ごみの分別の徹底と排出抑制の啓発に努めます。また、家電リサイクルの対象となる廃家電品などについては、適正な処分方法の一層の周知を図り、再資源化を促進します。さらに、再製品化にかかる適正な負担について、制度の改善を国などに要請します。

#### (3) 環境美化の推進

ごみのない秩序あるまちをめざして「城陽市飼い犬のふん害防止に関する条例」の適切な運用を図るとともに、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりを強化します。

また、市民自らの環境美化への取り組みなど、市民のクリーン運動を推進するとともに、吸殻や空き缶などのポイ捨ての禁止に向けた規制方法の検討を進めます。

### 市民まちづくりワークショップからの提言

#### 市民の役割(例示)

ごみ減量の重要性を理解し、ごみの分別や生ごみの堆肥化などに取り組む。  
 事業所はごみの減量化や資源化への取り組みを積極的に進める。  
 環境イベントなどに積極的に参加し、日常生活から環境問題を意識するよう努める。  
 美化に関するマナーを遵守し、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。

**【用語説明】**

3R（リデュース、リユース、リサイクル）：リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（使用済製品の再利用）、リサイクル（原材料として再資源化）のこと。これまではリデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第1に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。